

○播磨町長期総合計画審議会規則

昭和51年3月29日規則第1号

播磨町長期総合計画審議会規則

(目的)

**第1条** この規則は、播磨町長期総合計画審議会条例（昭和51年条例第11号）第8条の規定に基づき、播磨町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長、副会長及び委員の辞任)

**第2条** 会長又は副会長が、その職を辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 委員が、その職を辞任しようとするときは、会長を経てその旨を町長に申出なければならない。

(審議会の招集等)

**第3条** 会長は審議회를招集するときは、その旨を町長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

**第4条** 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申出なければならない。

(町職員の出席)

**第5条** 町長その他関係職員は、審議会に出席して発言することができる。

(会議録)

**第6条** 審議会は、会議録を調整しなければならない。

2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した職員等の氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事の経過の要点
- (6) その他会長において必要と認めた事項

3 会議録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名しなければならない。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って決める。

**附 則**

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。